

申請書の提出前に御確認をお願いします。  
（「断続的労働に従事する者」に対する減額特例許可申請）

【チェックしてみましょう！】

（申請内容に不備がある場合、補正をお願いすることもあります。）

- ①「申請書標題（       ）」
- （       ）内には、個別に許可を受けようとする場合は「個人」と、⑥「業務の種類」・⑦「労働の態様」が同じ複数の労働者について、包括的に申請する場合は「包括」と記入していますか？  
（就労働場所が異なる労働者を包括的に申請することは、できません。）
- ②「事業の種類」
- 日本標準産業分類の小分類により記入していますか？  
（最低賃金適用業種を特定する必要がありますので、ご不明の際は、お問い合わせください。）
- ③「事業の名称」
- 法人名又は個人企業名（屋号）に加え、「本社」「〇〇工場」等、減額対象労働者が就労する事業場を特定できる名称を記入していますか？
  - 減額対象労働者が就労する作業場が、単に作業を行うのみで、労務管理等を行っていない場合は、作業場を管理する直近上位の事業場の名称を表記し、「（〇〇会社△△寮）」等、作業場の名称を括弧書きで付記してください。
- ④「事業場の所在地」
- 減額対象労働者が就労する③「事業場」の所在地を、都道府県名から記入していますか？  
（郵便番号、電話番号等の記載は必要ありません。）
  - 減額対象労働者が就労する作業場が、単に作業を行うのみで、労務管理等を行っていない場合は、作業場を管理する直近上位の事業場の所在地を表記し、作業場の所在地を括弧書きで付記してください。
- ⑤「減額の特例許可を受けようとする労働者」
- 許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を正確に記入していますか？
  - 包括申請の場合には、許可を受けようとする労働者の人数を記載し、その氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付していますか？
  - 名簿を添付する場合、「別添名簿のとおり」と付記していますか？
  - 許可を受けようとする労働者の雇用契約期間内の申請となっていますか？  
（有期雇用契約の場合は、雇用契約期間が判る資料を添付してください。）
- ⑥「従事させようとする業務の種類」
- 減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入して、許可する業務の種類を特定していますか？  
（記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。）
  - 別紙に記入される場合、「別紙〇〇のとおり」と付記していますか？
- ⑦「労働の態様」
- 始業・終業の時刻、休日の定め、作業の内容、作業量等を詳細に記入していますか？
  - 常態として断続的労働が行われていることを詳細に記入していますか？  
（1週間の所定労働時間数、所定休日日数、各労働日ごとの始業・終業時刻、休憩時間数、実作業時間数、手待ち時間数、実作業の内容ごとの開始時間並びに所要時間等を記入してください。）  
（記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。）
  - 別紙に記入される場合、「別紙〇〇のとおり」と付記していますか？
  - 実作業時間数と手待ち時間数の根拠として、日報等の資料を確認されていますか？  
（仮眠は可能なものの待機が必要な時間は、手待ち時間として明記してください。）
- ⑧「実作業時間数と手待ち時間数」
- 1勤務における実作業時間数と手待ち時間数を記入していますか？

⑨「減額の特例許可を必要とする理由等」

- 減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入していますか？  
(記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。)
- 別紙に記入される場合、「別紙〇〇のとおり」と付記していますか？
- 常態として作業が間欠的で、労働時間中において、手待ち時間が実作業時間を上回っていますか？  
(最低賃金法第7条第4号の許可基準に該当する理由としてください。)

⑩「減額の特例を受けようとする最低賃金」

- 許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を、「岡山県最低賃金」等、記入していますか？
- 地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方の許可を受ける場合、それぞれの件名及び金額を、「件名：①岡山県最低賃金・②各種商品小売業最低賃金、金額：①〇〇〇円・②△△△円」等、すべて記入していますか？(記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。)
- 別紙に記入される場合、「別紙〇〇のとおり」と付記していますか？

⑪「金額」

- 減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して定めた減額率に対応した額以上で、実際に支払おうとする賃金の額を記入していますか？
- 精皆勤手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定する賃金を除外していますか？  
(日額で契約している場合は、深夜労働割増賃金相当額を除外した上で、時間額表示した金額を算出の上、記入してください。)

⑫「減額率」

- 手待ち時間数に **100 分の 40** を乗じて得た時間数を所定労働時間数で除して得た率を、減額できる率の上限として算出していますか？
- 減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して、総合的に減額率を定めて、記入していますか？
- 総合的に勘案した結果として申請する減額率が、労働能率の程度に応じて算出される減額率上限値以下となっていますか？
- 小数点以下が生じた場合、小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位までの表記としていますか？

⑬「理由」

- 法令、許可基準に基づき当該減額率を定めた理由を記入していますか？  
(記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。)
- 別紙に記入される場合、「別紙〇〇のとおり」と付記していますか？

⑭「都道府県労働局長」

- 事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、所轄の労働基準監督署に2部提出していますか？  
(減額対象労働者が就労する作業場が、単に作業を行うのみで、労務管理等を行っていない場合は、その作業場を管理する直近上位の事業場の所在地を管轄する労働局長名を記載し、申請書の提出先は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署となります。)  
(例えば、作業場が岡山県笠岡市に在り、その作業場を管理する直近上位の事業場が広島県福山市に在る場合は、広島労働局長あての申請書を福山労働基準監督署へ提出することになります。)
- 減額対象労働者が派遣労働者の場合は、派遣先事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に2部提出していますか？

⑮「使用者」

- 法人又は個人企業を代表して申請する権限を有する方が申請していますか？

○(枠外)「担当者：連絡先電話番号」

- 減額特例許可申請事業場で担当なさる方の職・氏名・連絡先電話番号を、ご記入をお願いします。  
(「一つの事業というには独立性のない作業場」の従事労働者に係る許可申請の場合、審査に当たり、作業場の実態調査に対するご協力をお願いいたします。)

※ 申請書作成に当たって、ご不明な点は、申請書提出先となる労働基準監督署へお問い合わせいただき、確認・調整の上で、申請書を作成してください。